甲の原体育館指定管理者候補者選定のための 評価会議開催要綱

(目的)

第1条 甲の原体育館指定管理者候補者の選定を、公正かつ適正に実施するため、 甲の原体育館指定管理者候補者選定のための評価会議(以下「評価会議」という。) を開催する。

(評価事項)

- 第2条 評価会議は、甲の原体育館の指定管理者候補者に関する次に掲げる事項を 評価する。
 - 1 応募書類に関すること。
 - 2 プレゼンテーションに関すること。
 - 3 候補者の適正性に関すること。
 - 4 その他

(構成)

- 第3条 評価会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 1 学識経験を有する者
 - 2 体育館利用者を代表する者
 - 3 財務の専門家
 - 4 生涯学習スポーツ部長

(会議)

第4条 評価会議は、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を選出することができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は生涯学習スポーツ部において処理する。

附則

(施行期日)

- 1. この要綱は、「甲の原体育館指定管理者候補者選定のための評価会議開催要綱の制定について」の決裁日から施行する。
- 2. この要綱は、令和3年3月31日をもって、その効力を失う。